

JAL被解雇者労働組合（JAL 争議団）

info@jhu-wing.main.jp<https://jhu-wing.main.jp/>

8/28 東京都労働委員会（第4回「あっせん」）報告

組合

復職希望者を優先雇用できない理由はない

会社

組合提案を持ち帰り検討する

8月28日、東京都労働委員会において第4回「あっせん」が行われました。前回5月23日の第3回「あっせん」では、会社はこれまでの「業務委託」提案を基本にした回答だけで新たな解決案を一切示しませんでした。今回、被解雇者労働組合（JHU）は、職場復帰が十分可能な社内状況の変化を報告し、優先雇用できない理由はないことを説明して、労働委員会のイニシアティブの下、引き続き「優先雇用」に関する話し合いを継続するよう訴えました。労働委員会の意向を受け、会社側は組合提案（「優先雇用」）について「持ち帰り検討する」と回答しました。

都労委での組合主張

被解雇者を復職させずに JAL 便を乗務させる？

被解雇者がスプリング・ジャパン（旧春秋航空日本、2021年にJALの100%子会社）で機長として6年間乗務しています。今年8月からスプリング・ジャパンの乗員と機材でJAL便（北京・上海）が運航されており、当該機長はJAL便の機長として乗務しています。優先雇用もせずこのような働き方をさせるのは、労働力の搾取ともいえます。

人員不足でついに紹介採用？

今年8月1日から客室乗務職にリファラル採用が導入されました。社員からの推薦により知人や友人が本採用されると、紹介した社員に10万円が支給されるシステムです。人材不足なら復職希望の客室乗務員を優先的に職場に戻すべきです。



シニア人材の活躍に向けた制度見直し

今年10月からシニア人材の役割拡大と報酬見直しが行われます。各職場共通に人員不足が常態化し、シニア層の役割が求められています。70才までの就業確保が努力義務とされ、来年4月からは65歳までの雇用が義務化される中、復職希望者の優先雇用は必然です。

運航乗務員は68才前日まで乗務可能

JALではパイロットは65才以降68才の誕生日前日まで乗務が可能です。復職希望の被解雇者で64才の乗務員がいます。他社で乗務していました。即刻優先雇用できるはずですが、また、客室乗務員の雇用は65才までで、パイロットや整備の職場と差別的扱いになっています。

次回「あっせん」期日 10月25日（金）15:30~